

2021年8月16日

〈施設名称〉  
〈管理者職名〉 〈管理者氏名〉 様

公益社団法人日本臨床工学技士会  
理事長 本間 崇  
(公印省略)

臨床工学技士の業務範囲追加に伴う研修の受講等について (お願い)

謹啓

時下 ますます ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般、令和3年法律第49号「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布されるとともに、臨床工学技士法の一部改正(2021年5月28日公布、同年10月1日施行)等により臨床工学技士の業務範囲追加がなされました【別紙1】。既免許取得者による新たな業務の実施にあたっては、厚生労働大臣の指定による研修により知識・技能を修得することが求められております。

当会は、当該研修の実施により、多数の臨床工学技士が医師の働き方改革に貢献できるよう努める所存でございます。つきましては、下記、ご配慮いただきたく存じます。

末筆ではございますが、今後とも ご指導ご鞭撻のほど よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う  
厚生労働大臣の指定による研修【別紙2】」の受講促進について
  - ・ 貴施設所属の対象となる臨床工学技士に対して、研修の受講を促していただきますようお願いいたします。
  - ・ 受講のための時間の確保、費用の負担等につきまして、各医療機関において支援いただけますと幸甚に存じます。
2. 研修修了者の臨床現場における活用について
  - ・ 研修修了者を、透析医療、手術や処置・その他の急性期医療の現場における医師等からのタスク・シフト/シェアに活用くださいますようお願いいたします。

以上

臨床工学技士の業務範囲として新たに追加される業務等について

1. 生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く）の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む）
  - ①手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬剤を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血  
※輸液ポンプ又はシリンジポンプを静脈路に接続するために静脈路を確保する行為は「静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続」に含まれる
  - ②生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作
  - ③手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作

- ・ 2021 年 5 月 28 日公布 令和 3 年法律第 49 号「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」第 11 条
- ・ 2021 年 7 月 9 日公布 「令和 3 年厚生労働省令第 119 号」第 3 条

\* 研修の法的根拠：同法律附則第 15 条第 1 項、令和 3 年厚生労働省告示 275 号

2. 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去  
※従来から業務である「シャントへの接続又はシャントからの除去」に追加された
- ・ 2021 年 7 月 9 日公布 「令和 3 年政令第 203 号」

\* 研修の法的根拠：同政令附則第 2 項、令和 3 年厚生労働省告示 277 号

参考：

令和 3 年 7 月 9 日付 医政発 0709 第 7 号厚生労働省医政局長通知「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」

以上

「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修」について

1. 主催

公益社団法人日本臨床工学技士会

2. 後援

公益社団法人日本医師会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本病院会、  
一般社団法人日本医療法人協会、一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会

3. 受講の対象者

- ・ 2025 年 4 月 1 日より前に臨床工学技士の免許を受けた者
- ・ 同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であって同日以後に臨床工学技士の免許を受けた者

4. 実施の概要

- ・ 実施期間 2021 年 9 月～2027 年 3 月（コア期間）
- ・ 受講料 会員：38,000 円  
※日臨工正会員として入会費・年会費の引落口座を登録した者  
非会員：60,000 円
- ・ 受講申込みから実技研修の終了までの期間は 2 年間とする
- ・ 実技研修を欠席した場合、再予約にあたっては追加費用（30,000 円）が必要となる


5. 研修の内容

- ・ 基礎研修 オンデマンド型 e ラーニングにより基礎的な知識を修得 約 20 時間
- ・ 実技研修 対面式にて、2 人 1 組で模擬医療機器等を用いて実技を修得 2 日間  
※開催の日程等は以下 WEB サイトに掲載

6. 特設サイト

<https://www.ja-ces.or.jp/kokuji-kenshu/>

以上

	<p><b>臨床工学技士の</b> 業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修</p>	<p>ロゴに込めた想い： 複数の横顔が履修した臨床工学技士：Clinical Engineerが増えることを示す。 一人ひとりがタスク・シフト／シェアを実現してゆく決意を顕す。</p>
---	--	--